

企画趣旨

飯島淳子

人口減少という社会事象は、日本全体としては2008年を境に現実化した。地域によっては相当以前から、あるいは近い将来に直面する課題となっている。ヒトが減少することは、社会そのものの持続可能性にとって危機となる。そこで、この危機に対処するために、様々な施策や取組が実施されてきた。なかでも、地方公共団体を単位とした施策だけでは立ち行かないという共通認識の下に、広域連携や狭域自治が推進され、そこではとりわけ「地域」に様々な期待が寄せられた。「地域」の責務と負担を求める立法は増加するばかりである。

この「地域」とは、果たして何なのか。実定法制度においては、分野ごとに「地域」の意味付け・位置付けが異なっており、また、私的主体をも含む「地域」の活動の公共的活動への組み込みについて様々な手立てが講じられている。これらの事象は諸学の検討対象に汲み上げられ、基本的に、分野ごと、かつ、学問領域ごとにそれぞれの視角からの考察が蓄積されつつある。しかし、例えば自治会・町内会の役員など、ほぼ常に同じメンバーが複数の分野で活動を要請・期待されている現実に鑑みると、「地域」を分野ごとに検討するだけでは足りず、分野横断的な検討も必要となる。また、融通無碍に映ずる「地域」を法概念として確立するには、その必要性や可能性に関する議論をはじめ、歴史的観点からの掘下げや憲法

上の位置付けを含む学際的検討が必須となる¹⁾。

そこで本特集では、まず各論として、国土管理・土地利用、環境、福祉および警察という4つの分野について「地域」の役割を検証し、その上で総論として、行政学・歴史学、法社会学、憲法学および行政法学の観点から「地域」を横断的に把握することを試みることにした。以下、各論考の簡単な紹介を行う。

まず各論として、吉原祥子「国土管理・土地利用と『地域』」は、近時の立法、なかでも事業（地域福利増進事業）、法人（所有者不明土地利用円滑化等推進法人）、計画（地域管理構想）の基底に、所有者以外の者の役割、しかも所有者の補完を通じた行政の補完への期待があることを明らかにし、「地域」の範囲、活動内容および費用負担への着目という方法によって「地域」の役割を具体化した上で、立法が「地域」に対して行政を補完する役割を与える場合には、同時に、市町村が「地域」に適切に関与する役割が求められることを正当に指摘する。

島村健「環境法における『地域』の位置づけ」は、公害・環境問題に直面した地域における第一次的なルール形成、2000年代以降の立法による地域自然資源管理のための多様な主体の動員、そして、「〈地域主導、前提としての様々な主体による合意形成、環境政策と社会・経済政策の統合〉と

1) ただし、学際的研究として例えば、金井利之編『縮減社会の合意形成——人口減少時代の空間制御と自治』（第一法規、2018年）等がある。

2) 「地域」は総合性を一つの特徴とするがゆえに、視角を適切に限定することも重要である。本特集は、行政事象・法事象を対象とした理論による一般化・抽象化を目指すことから、具体的な生の事例を直接に扱うものではない。また、区域における居住・生活を基礎とした領域的自治を基本的な考察対象とし、例えば老朽化マンションやタワーマンションなどの住民（マンション管理組合等）による管理は——それ自体重大な社会的関心事である——基本的には財産権を基礎とした管理であるから、本特集では取り上げない。